

十四 朝鮮住宅營團が朝鮮住宅營團令第十四條第一號、第三號又ハ第四號ノ業務ノ爲ニスル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

第四十七條 印紙稅令中左ノ通改正ス

第一條第二項但書中「朝鮮金融組合聯合會トス」ヲ

「朝鮮金融組合聯合會、住宅營團トアルハ朝鮮住宅營團、住宅債券トアルハ朝鮮住宅債券トス」ニ改ム

第四十八條 土地收用令中左ノ通改正ス

第二條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

十一 朝鮮住宅營團ノ行フ事業ニシテ其ノ住宅及朝鮮住宅營團令第十四條第三號ノ施設ノ建設ニ關スルモノ

### 優良多子家庭子女に對する育英費の給付

厚生省に於ては昨昭和十五年十一月三日明治節の日を下し全國一萬六百餘の優良多子家庭の表彰を行つたことは既に本誌本欄所報の如くであるが、その後厚生省社會局に於ては右優良多子家庭の子女中特にその必要ある者に對し育英費を給付する計畫を進め、今般その決定を見るに到つた。多子家族保護政策の一部として人口増強政策上もその意義は尠くないと考へられる。

今回學費補給の決定を見たものは三七九家庭、四一人の子女で、その内譯は別表の如く、中等學校在學者三六九人(内、男子二二八人、女子一四一人)、專門學校以上の學校在學者四九人(内、男子四八人、女子一人)で孰れも相當の學業成績を收めつゝある者である。又之を地方別に見ると長野縣の三〇人を筆頭に、

東京、福島(各三人)、宮城、鹿兒島、靜岡等之に並ぎ、大體に於て昨年表彰の優良多子家庭數に比例してゐる。

育英費は中等學校一人平均一〇〇圓、專門學校以上一人平均二五〇圓、總平均一人一一八圓強であつて、近く地方長官より各人に對し夫々支給せられる筈である。

尙、右育英費給付の準備調査の爲今年四月一日厚生次官及び社會局長より各地方長官宛に發せられたる通牒及び優良多子家庭子女育英費補給要綱を掲ぐれば以下の如くである。(様式表省略)

#### 昭和十六年度優良多子家庭の子女の育英に關する件通牒(社會局長)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては可成廣く適格者を選定致度存候に付ては左記各項御了知の上御取計相成度此段及通牒候也

記

一 本件經費は全國に於ける表彰せられたる優良多子家庭一〇、六二二家庭を通じ總額六萬圓以内にて經理致度方針に付貴縣に於ける表彰數を考慮し適當に選定の上協議せられたきこと

二 補給額豫算との關係上要綱第二に於ける補給學の實支給に當りては中等學校に在學者に在りては一人年額平均百圓程度、專門學校以上に在學者に在りては一人年額平均二百五十圓程度に於て考慮せられたきこと

三 特別の事情ある場合を除き一家庭一人を限り又地理的分布にも可成配慮せらるゝこと

四 被補給者の選定に當りては可成實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議せられたきこと

五 本豫算額との關係上被協議者の一部に對してのみ補給詮議相成ことあるべきこと

六 本補給の顛末を明にするため相當帳簿を備へられたきこと

#### 昭和十六年度優良多子家庭の子女の育英に關する件依命通牒(厚生次官)

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者に對し之が學資を補給し其の修學を容易ならしめ以て優良多子家庭の經濟保護の一方途と爲すと共に國家有爲の人材の養成を圖り多産の奨励に資せんが爲別記要綱に依り學資補給を爲すことと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に付萬遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき儀なるも右決定に當りては別記様式に依り四月末日迄に豫め之を當省に協議すること

二 補給に要する經費は右協議終了後直に貴官に支出委任可致こと

#### 優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學資の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるゝ者なること

二 學資不足の爲中等教育以上の教育を受くること

困難なる者なること

三 他の施設に依り學資の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中學校、高等女學校、師範學校、實業學校及之等に準ずるものに在學する者に在りては一

人年額二百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等に準ずるものに在學する者に在りては一

額五百圓以内なること

第三 學資の補給を受けんとする者は四月二十日迄に左の書類を具し市(區)町村長を經由し地方長官に之を提出すること

一 學資補給額(別記第一號様式)

二 履歴書(別記第二號様式)

三 已に履修したる最近三年間に於ける學業成績及

優良多子家庭子女育英費補給状況調査

廳府縣	表 彰 被 育 英 同 家	家庭數	者數	庭數	中等學校		專門學校		計
					男	女	男	女	
北海道	九四	三	三	六	四	二	一	三	
青森	一六	六	五	三	二	一	一	六	
岩手	一三	一〇	九	三	六	一	一	〇	
宮城	三〇	一九	一八	六	一〇	三	一	九	
秋田	二二	六	六	三	三	一	一	六	

- 性行に關する證明書(別記第三號様式)
- 四 身體検査書
- 五 家族關係(別記第四號様式)
- 入學前に前項の出願を爲したる者其の入學確定したるときは直に別記第五號様式に依り地方長官に之を届出づること
- 第四 學資補給の決定を受けたる者は其の通知を受けたる日より二週間以内に別記第六號様式に依る誓約書を地方長官に提出すること
- 第五 學資の補給を受くる者又は其の父母若は父母に代る者左記各號の一に該當するに至りたるときは其の事由の發生したる日より二週間以内に其の旨地方長官に届出づること
- 一 學資の補給を受くる者又は其の父母若は之に代る者死亡、轉籍、改姓其の他身分關係に異動ありたるとき
- 二 學資の補給を受くる者の父母又は之に代る者其の職業及住所を變更したるとき
- 三 學資の補給を受くる者轉校又は休學し若は停學、退學又は放校處分を受けたるとき

- 第六 學資の補給を受くる者所定の學校を卒業したるときは當該學校長の卒業成績證明書を具し地方長官に之を届出づること
- 第七 學資の補給を受くる者已むを得ざる事由に因り轉校、休學又は退學せんとするときは其の事由を詳具し豫め地方長官の承認を受くること
- 第八 學資の補給を受くる者左記各號の一に該當するときは學資補給の停止、廢止若は補給金の全部又は一部の返納を命ずることあるべきこと
- 一 學資の補給を受くる者成業の見込なきに至りたるとき
- 二 學資の補給を受くる者休學し又は轉校理由認められざるるとき
- 三 學資の補給を受くる者停學、退學若は放校處分を受けたるとき
- 四 所定の届出を懈怠したるとき
- 五 虚偽若は不正の届出を爲したるとき
- 六 所定の届出を懈怠したるとき
- 七 虚偽若は不正の届出を爲したるとき

山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川
二四八	三五一	三六八	一八三	一七三	一七七	一七九	二七六	三七八
九	三	八	八	六	九	七	三	三
八	一八	七	五	六	八	七	一八	三
六	一〇	七	三	四	五	五	一四	一
二	三	一	一	一	一	一	六	三
一	九	一	一	一	一	一	二	一
九	三	八	八	六	九	七	三	三

